

令和7年度 第1回 保護林管理委員会等における意見概要と対応について

NO	課題	委員からの主な意見	対応の方向性など
1	紫尾山ブナ等遺伝資源希少個体群保護林における現地検討等での意見	<p>・拡張エリアの設定方法について 拡張予定のエリア外にもブナが分布しているため、拡張エリアは科学的根拠に基づきつつ可能な限り最大化し、1本1本のブナを保全していくことが重要。また、エリアの設定に際しては、小班にとられない柔軟な対応が必要。</p> <p>・シカ対策について 今後ブナ林を保全していく上で、シカの食害によってブナの実生がほとんど見られないことが一番の問題。短期的な対策としては、植生保護柵の設置しかないが、柵の設置方法や設置場所、維持管理の方法を検討していくことが必要。</p> <p>・ブナの更新方法について 植生保護柵を設置するだけではブナの実生は発生せず、ブナ林の更新にはギャップが必要。人為的にギャップを作り出すなど、更新方法を検討する必要がある。</p>	<p>エリア設定に際しては、ブナの分布状況や国有林野施業への影響も考慮した上で資料を作成し、今後の保護林管理委員会において提案することとしたい。 また、既存の小班のラインによらず、線引きを行うこととする。</p> <p>シカ被害対策については、既存の植生保護柵のメンテナンスを継続して実施していく。 また、新規保護柵の設置については、人為的なギャップを作るなどの更新方法と併せて検討することとし、有識者の意見を踏まえながら、位置や箇所数、規模等について実施の可否を判断することとしたい。</p>
2	重点的対策実施17保護林に関する対策予定について	<p>・17保護林における保護柵のメンテナンスの計画や実績を整理すべき。 ・保護柵の保守点検の記録をどのように保管しているのか。 ・これまでに設置してきた保護柵のうち、実際に機能している保護柵の数や設置による効果を調査して欲しい。調査した上で、保護柵に優先順位をつけて維持管理を進めていくべき。 ・17保護林における取組みによる効果を検証すべき。</p> <p>・17保護林において、局による取組みの計画が何もない保護林があるのはなぜか。</p>	<p>保護柵のメンテナンスや巡視の実施については、全く実施されていない保護林も存在することから、来年度より各保護林において年1回以上の巡視を行うこととし、併せて補修も含めその実施状況について適切な管理に努めることとしたい。また、保護柵の保守点検記録及び保護林モニタリング調査結果を基に保護柵の効果について検証を進めていく。 なお、17保護林における保護柵の維持管理・機能状況は資料2のとおり。</p> <p>捕獲については、基本的に県・市町村と連携した保護林周辺での取組みにより対応している。また、可能な範囲において委託・職員実行も実施しているところ。 保護柵については、全17保護林に設置する方針で取り組んできたものの、3保護林（御岳ツシマヤマネコ、内大臣モミ等、市房ツガ等遺伝資源）については、いずれも奥地に位置しアクセスや資材搬入の条件が厳しいことや、急斜面等の理由から設置ができず対応に苦慮しているところ。</p>

3	令和6年度保護林モニタリング調査実施保護林に係る管理方針書について	<p>【全体】 プロットの位置や植生保護柵の位置を示した図面を資料に加えて欲しい。保護柵については設置してある柵の内何基が有効かといった記載もあると良い。</p>	<p>プロット位置図及び植生保護柵位置図を追加(資料3-3参照)。各保護柵の有効性は今後把握し、資料への記載を検討する。</p>
		<p>【霧島山生物群集保護林、脊振山ブナ等希少個体群保護林、尾鈴コウヤマキ希少個体群保護林】 スズタケの枯死の要因は一斉開花による枯死なのか。もし一斉開花による枯死であれば「タケの開花による枯死」という文言や枯死の期間についての情報を記載すべき。</p>	<p>霧島山については一斉開花による枯死であり、その内容を管理方針書に追記。脊振山、尾鈴コウヤマキは開花による枯死かは不明であるため枯死理由は明記しない。</p>
		<p>【脊振山ブナ等希少個体群保護林】 ブナハバチ対策について、薬剤の樹幹注入等を行う場合はブナハバチが出る直前にやる必要がある。個体数を予測して対策を実施することは非常に難しいが、どのような手法でモニタリングをしているのか教えて欲しい。</p>	<p>ブナハバチ対策は、人力や無人航空機を使用した被害調査を他の保護林で実施しており、粘着シートを使用した防除を行った事例もある。 ブナハバチの個体数や被害を予測した対策は、今のところ具体的に提案できるものがないため、脊振山のブナ枯損については従前どおりの対策を行う方針である。また、管理方針書の記載内容も変更する。</p>
		<p>【北向山コナラ等遺伝資源希少個体群保護林】 「プロット内で確認されたのは保護対象のうちウラジログシのみ」という記述があるが、このようなプロットで、今後もモニタリングを継続していくのが適切なのか。場合によってはプロットを増やすといったことも検討すべきではないか。</p> <p>【市房ゴイシツバメシジミ希少個体群保護林】 プロットがいずれも植生保護柵内にあるが、シカ対策のモニタリング用として保護柵外に植生調査プロットを新設すべきではないか。</p>	<p>次期モニタリング調査時に予算の状況を踏まえつつプロットの追加・変更を検討する。</p>
		<p>【金峰山スギ等希少個体群保護林】 「高木層でモウソウチクによる被圧の可能性が考えられた」との記述があるが、これに対する対策はあるか。</p>	<p>現地確認した結果、保護林の一部でモウソウチクの侵入と数本の枯損木が確認されたが、その因果関係は不明であった。枯損木も少数であることから現時点で対策は行わないが、今後も動向を注視する。</p>
		<p>【尾鈴アカマツ等遺伝資源希少個体群保護林】 保護対象樹種であるコウヤマキとイチイガシの生育は確認されなかったとあるが、これは調査プロットでは確認されなかったということではないのか。</p>	<p>プロット周辺及びアクセスルート上において確認されなかった。次期モニタリング調査時に予算の状況を踏まえつつプロットの変更を検討する。</p>
		<p>【川添タブノキ等遺伝資源希少個体群保護林】 図面を見ると保護林区域内に国の天然記念物であるヒガンザクラ自生南限地があるが、保護林区域と天然記念物指定区域が重なっているのか確認してほしい。</p>	<p>下図の国土地理院図に誤りがあり、保護林区域と天然記念物指定区域が重なっていないことを確認し、図面を修正。</p>
		<p>【瀬切川ヤクタネゴヨウ希少個体群保護林】 保護林区域と国立公園区域は重なっていないのか。</p>	<p>保護林区域と国立公園区域が重なっていないことを確認。</p>